

## 平成24年第4回砂川市議会定例会

平成24年12月10日(月曜日)第1号

### ○議事日程

- 開会宣告  
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 24年 3定 平成23年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて  
議案第16号 て  
24年 3定 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め  
議案第17号 ることについて  
24年 3定 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定める  
議案第18号 ことについて  
24年 3定 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めるこ  
議案第19号 とについて  
24年 3定 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求  
議案第20号 めることについて  
24年 3定 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めることに  
議案第21号 ついて
- 日程第 6 議案第 7号 専決処分の承認を定めることについて
- 日程第 7 議案第 3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について  
議案第 4号 砂川市暴力団排除条例の制定について  
議案第 5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算  
[ 予算審査特別委員会 ]
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名

土田 政己議員

辻 勲議員

議事日程報告

議長諸般報告

日程第 2 会期の決定

自 12月10日  
至 12月12日 3日間

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 24年 3定 平成23年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて  
議案第16号

24年 3定 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについて  
議案第17号

24年 3定 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定めることについて  
議案第18号

24年 3定 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めることについて  
議案第19号

24年 3定 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を定めることについて  
議案第20号

24年 3定 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めることについて  
議案第21号

日程第 6 議案第 7号 専決処分の承認を定めることについて

日程第 7 議案第 3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について

議案第 4号 砂川市暴力団排除条例の制定について

議案第 5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

[ 予算審査特別委員会 ]

○出席議員(14名)

議長 東 英 男 君

議員 一ノ瀬 弘 昭 君

増 井 浩 一 君

多比良 和 伸 君

土 田 政 己 君

副議長 飯 澤 明 彦 君

議員 増 山 裕 司 君

水 島 美 喜 子 君

増 田 吉 章 君

小 黒 弘 君

北谷文夫君  
沢田広志君

尾崎静夫君  
辻 勲君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会委員長	高橋仁美
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
市立病院院長	小熊豊
総務部長 兼会計管理者	湯浅克己
市民部長	高橋豊
経済部長	栗井久司
経済部審議監	田伏清巳
建設部長	金田芳一
建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
広報広聴課長	熊崎一弘

3．砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	森下敏彦

4．砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5．砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 栗井久司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 河端一寿

事務局長 高橋伸二

事務局主幹 佐々木純人

事務局主幹 吉川美幸

開会 午前10時00分

開会宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから平成24年第4回砂川市議会定例会を開会します。

開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員には、会議規則第78条の規定により、土田政己議員及び辻勲議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

1ページ、総務部総務課の関係では、2点目の砂川市地域防災訓練の実施について。9月30日、空知太小学校において、大地震が発生したことを想定した地域防災訓練を開催し、消防・警察・空知太小学校を避難所に指定している町内会、さらに今年度から陸上自衛隊滝川駐屯地にも協力を要請し、約190人が参加したところであります。当日は、初期消火訓練・救急訓練・炊き出し訓練等を実施したところであります。

次に、3点目の東日本大震災義援金について。義援金の受け付け状況は、9月1日から11月26日まで、2件、2万円となっているところであります。

次に、2ページ、広報広聴課の関係では、2点目の市長と“すながわ”を語ろうについ

て。10月3日、市立病院多目的ホールにおいて「施設見学会」の参加者30人と意見交換を行ったところであります。

次に、4点目の砂川市町内会連合会との懇談会について。11月13日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

次に、6点目の砂川市政功労者表彰式について。11月3日、地域交流センターゆうにおいて、砂川市名誉市民として菊谷勝利氏に砂川市名誉市民の称号を贈呈したところであります。また、特別功労者2名、市政功労者2名の表彰及び永住功労者91名、高額寄附者3名、1社に対し感謝状の贈呈を行ったところであります。

次に、3ページ、8点目の砂川SAスマートインターチェンジ（仮称）勉強会について。10月25日、第1回勉強会を開催し、スマートインターチェンジ検討経緯、実施計画の作成に向けての検討、今後のスケジュール、地区協議会規約（案）について協議したところであります。

次に、4ページ、11点目の北海道立砂川少年自然の家の方向性について。北海道教育委員会では、平成23年11月に北海道立砂川少年自然の家を初めとする北海道立青少年教育施設の配置の見直しを含めた「道立青少年教育施設のあり方」を示し、道内6カ所の少年自然の家の存続について検討するとしたところでありますが、11月26日に示された「道立少年自然の家の配置の見直し」（案）により、砂川少年自然の家は今回の廃止施設から外れましたが、今後も施設のあり方について検討していくこととされたことから、砂川少年自然の家の施設存続に向け、砂川市教育委員会と連携した取り組みを今後も進めていくところであります。

次に、5ページ、まちづくり協働課の関係では、1点目の砂川市協働のまちづくり指針の策定に向けた取り組みについて。1、砂川市協働のまちづくり指針策定協議会の関係では、10月1日及び11月5日にそれぞれ指針策定協議会を開催し、指針の素案、市民説明会の実施等について協議したところであります。

次に、2点目の砂川市協働のまちづくり指針市民説明会について。11月26日から28日の3日間にわたり、北地区コミュニティセンター、南地区コミュニティセンター、地域交流センターゆうにおいて、協働のまちづくり指針を策定するに当たり、素案に対する意見等を伺うため、協働のまちづくり指針市民説明会を開催し、143人が出席したところであります。

次に、6ページ、市民部市民生活課の関係では、3点目の「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約に基づく協議書」調印式について。10月9日、中空知広域圏5市5町での広域連携により、電子情報処理組織による戸籍等事務の電算システムを構築し、平成25年秋に共同運用を開始するため、関係市町による当該事務の委託に関する規約に基づく協議書の調印式を行ったところであります。

次に、10ページ、介護福祉課の関係では、2点目の「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」の構築に向けた取り組みについて。1、地域で高齢者を見守る・支えるシンポジウムの関係では、10月11日、地域交流センターゆうにおいて、地域支え合い体制づくり事業による「地域で高齢者を見守る・支えるシンポジウム」を開催し、220人が参加したところであります。

また、2の市民説明会の関係では、10月9日から11日の3日間にわたり、南地区コミュニティセンター、地域交流センターゆう、北地区コミュニティセンターにおいて、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」の市民説明会を開催し、71人が参加したところであります。

次に、12ページ、経済部商工労働観光課の関係では、4点目の砂川市中心市街地活性化協議会について。1、協議会の解散・新協議会の設立の関係では、9月25日、協議会を開催し、平成19年8月に認定を受けた中心市街地活性化基本計画が計画期間終了を迎えたことにより、これまでの中心市街地活性化事業を振り返り、計画期間である5年1カ月間の事業報告及び総括を行い、協議会の解散を行ったところであります。その後、国の認定を受けずソフト事業に特化した独自の協議会組織を新たに設立するに当たり、趣旨及び目的、体制について全会一致で承認されたところであります。

次に、20ページ、市立病院の関係では、3点目の「友好姉妹病院協定」調印式について。当院と松前町立松前病院は、積極的に交流や友好を深め、安定的・継続的な医療提供体制を確保することを目的とした医療連携に合意し、10月14日、砂川市立病院において、両病院長が協定調印式を行ったところであります。

次に、4点目の病院祭について。10月14日、地域住民との触れ合いを深め信頼され期待される病院を目指すため、第2回病院祭を開催したところであります。病院祭では、講演会、演奏会、みこし行脚、赤ちゃんハイハイ競争などのイベントや研修医による医師体験、白衣の体験、薬に関する相談や模擬調剤の体験などを実施し、また日本赤十字社のコーナーも設けた中で、約920人が来場したところであります。

次に、7点目の立体駐車場について。10月28日午後1時から、立体駐車場の供用を開始したところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告とさせていただきます。

#### 日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の石山中学校公開研究会の開催につ

いてであります。11月16日、学校課題の解決と生徒への指導力の向上を目指して、公開研究会を石山中学校において開催いたしました。研究主題を「自ら進んで学習しようとする生徒の育成」とし、副題を「基礎学力の定着による学習意欲の向上を目指して」としたこの公開研究会には、管内から約120名の教師、関係者が参加し、公開授業と分科会で熱心な研究・討議が行われました。

2点目の各種行事の開催についての(1)、小・中・高等学校合同音楽会であります。10月26日、児童生徒が発表の場を通して交流し、情操の涵養と芸術・文化への理解・関心が高められるようにと、第54回小・中・高等学校合同音楽会を地域交流センターゆうで開催いたしました。市内小中高等学校の児童生徒495人が合唱・合奏・吹奏楽で出演いたしました。

続きまして、2ページの社会教育課所管について申し上げます。2点目の秋のあいさつ運動強調週間についてであります。5月に実施した「春のあいさつ運動強調週間」に続き、10月2日から5日まで市内小・中・高校、PTA、町内会、老人クラブ、ボランティアなど市内51団体、延べ1,961名の参加を得て実施いたしました。今年度は、春秋合わせて延べ4,031名の市民が子供の登校時に市内各所で挨拶を交わし、子供たちを地域全体で見守り、育てる運動の輪が確実に定着してきているところであります。

3点目のジャリン子ハロウィーンについてであります。10月24日、地域交流センターゆうなどにおいて、約350名の市民や協力者の参加を得て開催いたしました。当日は、国際交流ふれあい委員会、ゆうゆうクラブ、すながわスイートロード協議会、子ども会育成団体連絡協議会、砂川商店会連合会、NPO法人ゆうが実行委員会を組織し、砂川高校ESS部と砂川市近隣のALT11名の協力を得て、ハロウィーンの帽子・マントの衣装作製、ハロウィーンパレード、ファッションショーなどを実施いたしました。

次に、5点目の砂川市青少年健全育成市民のつどい及び砂川市PTA連合会研究大会についてであります。11月8日、公民館において砂川市青少年問題協議会と砂川市PTA連合会の主催により、市民100名の参加を得て開催いたしました。当日は、砂川市善行青少年として「市民劇団心呂座」の表彰を行った後、「自分を取り戻す時間」と題して拓北ひまわり保育園園長、濱田康氏の講演を実施いたしました。

3ページをごらんいただきます。7点目の平成24年度優れた「地域による学校支援活動」推進に係る文部科学大臣表彰についてであります。このたび「砂川市放課後子ども教室」の活動が、平成24年度優れた「地域による学校支援活動」推進に係る文部科学大臣表彰の被表彰対象活動に決定し、表彰式が12月3日、文部科学省にて実施されました。この活動は、空知太小学校と豊沼小学校で実施されており、特技を持った地域の楽習の達人や家庭教育サポート企業と連携した体験活動のほか、地域企業の見学などの地域交流活動、学習支援活動など多様な活動を行っている。また、活動の様子を校区内の町内会へお知らせするなど、広く活動の周知を図っており、地域全体での活動となっていることによ



るものであります。

続きまして、公民館所管について申し上げます。2点目の第45回砂川市民文化祭についてであります。砂川市民文化祭実行委員会が主催し、芸能部門を10月20日、21日に地域交流センターゆうを会場として、文芸展示部門を10月26日から28日までの3日間、公民館を会場として開催いたしました。文化祭への参加状況については、芸能部門で発表者33団体365名、鑑賞者延べ1,010名、文芸展示部門で46団体473名、鑑賞者延べ828名となりました。

続きまして、4ページをごらんいただきます。スポーツ振興課所管の1点目、「はまなす国体開催記念・北海道中学生剣道錬成大会」についてであります。9月23日に総合体育館で第23回大会が開催されました。当日は全道各地から153チーム、監督129名、選手860名の参加があり、役員と観客を合わせて来館者は1,810名でありました。

次に、3点目の屋外体育施設の開放事業終了についてであります。5月1日から実施してきた屋外体育施設の開放事業は、10月31日をもって終了いたしました。ただし、日の出テニスコートと陸上競技場については、自主管理を条件に降雪時までの土・日曜日の日中のみ利用を可能といたしました。

最後に、学校給食センター所管について申し上げます。1点目の学校給食試食会の開催についてであります。11月9日、学校給食センターにおいて、砂川市内の児童生徒に提供している学校給食についての理解を深めていただくため、学校給食試食会を実施いたしました。参加者は22名でありました。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

- |      |             |                                     |
|------|-------------|-------------------------------------|
| 日程第5 | 24年3定議案第16号 | 平成23年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて        |
|      | 24年3定議案第17号 | 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて  |
|      | 24年3定議案第18号 | 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて   |
|      | 24年3定議案第19号 | 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて    |
|      | 24年3定議案第20号 | 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて |
|      | 24年3定議案第21号 | 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて      |

○議長 東 英男君 日程第5、24年第3回定例会議案第16号 平成23年度砂川市

一般会計決算の認定を求めることについて、議案第17号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第18号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第19号 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第20号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて、議案第21号 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 土田政己君（登壇） 平成24年第3回市議会定例会において決算審査特別委員会に付託されました議案第16号から議案第21号までの平成23年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月12日、委員会を開催し、委員長に私土田、副委員長に増井浩一委員が選出され、11月1日に委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、議案第16号から第21号まで簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑を終わります。

これより24年第3回定例会議案第16号から第21号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号から第21号までを一括採決します。

本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

日程第6 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第6、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて  
ご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、平成24年11月19日であります。

専決処分の理由であります。平成24年度一般会計補正予算について、第181回臨時国会において、平成24年11月16日に衆議院が解散し、12月4日公示、12月16日第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなったため、平成24年度同会計予算の補正を要するが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、当該予算を専決処分により補正したので、承認を求めるものであります。

裏面をお開きいただきたいと思います。今回の補正は第3号であります。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,332万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億2,618万6,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。初めに、10ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、4項2目衆議院議員選挙費で二重丸、衆議院議員選挙の執行に要する経費1,332万円の補正は、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費であり、内訳については記載のとおりであります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明をいたします。15款道支出金の1,332万円の補正は、衆議院議員選挙の執行に係る道委託金であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

- 日程第7 議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について  
議案第4号 砂川市暴力団排除条例の制定について  
議案第5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算  
議案第2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第7、議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について、議案第4号 砂川市暴力団排除条例の制定について、議案第5号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の5件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私から議案第3号及び議案第4号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由は、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」を構築し、高齢期を迎えても地域において安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、本条例を制定しようとするものであります。

このことに関しまして若干ご説明を加えさせていただきます。本市における高齢化率は32%を超え、今後も増加することが予想されるとともに、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も見込まれております。しかしながら、地域活動の最小単位である町内会によっては高齢化等により地域コミュニティの希薄化が心配され、高齢者の見守りが十分に行えない状況も見受けられるところであります。また、意欲と能力のある高齢者には支える側になってもらうと同時に、いつまでも現役として活躍することができる超高齢社会を実現させていく必要があるものと考えております。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市高齢者いきいき支え合い条例についてご説明申し上げます。

第1条は目的の定めであり、いきいき活動及び支え合い活動の推進を図るため、市民が生涯を通じて安心して心豊かにいきいき暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

第2条は定義の定めであり、高齢者が生き生きと自立して暮らすことのできるいきいき活動及び支援を必要とする高齢者に対する支え合い活動の内容を定義するものであります。

第3条は基本理念の定めであり、いきいき活動及び支え合い活動は、市民が生涯を通じて安心して心豊かにいきいき暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを基本とし、市、関係機関、市民及び事業者が相互に連携しながら協働して行うと定めるものであります。

第4条は市の役割の定めであり、市は市民及び事業者と連携を図りながら、いきいき活動及び支え合い活動を推進すると定めるものであります。

第5条は市民の役割の定めであり、市民はいきいき活動及び支え合い活動を行うよう努めるとともに、地域における当該活動に協力するよう努めると定めるものであります。

第6条は事業者の役割の定めであり、事業者は支え合い活動を行うよう努めるとともに、いきいき活動及び支え合い活動に協力するよう努めると定めるものであります。

3ページをお開き願いたいと存じます。第7条は社会福祉協議会に対する情報の提供の定めであり、社会福祉協議会が支え合い活動を実施するために必要があると認めるときは、市内に住所を有する65歳以上の者に係る情報を提供することができるものとし、情報は氏名、住所、年齢、性別及び本人が提供することに同意した事項とし、その情報は書面により行うと定めるものであります。

第8条は協定の締結の定めであり、市長はあらかじめ社会福祉協議会と情報の取り扱いに関する協定を締結するものとし、協定を締結するに当たり定める事項を規定し、市長は協定の適正な履行を確保するため必要があると認めるときは、社会福祉協議会に対し、提供した情報の管理に関し必要な指示をすることができるものと定めるものであります。

第9条は町内会等との情報の共同利用の定めであり、社会福祉協議会は情報を利用しようとするときは町内会等と共同利用により行うものとし、共同利用をしようとするときは当該町内会等からの申し出に基づき行うものとし、当該町内会等の区域に限るものとしております。町内会等は、社会福祉協議会に対し、利用する情報を管理する者を届け出なければならないものであり、情報管理者は社会福祉協議会に届け出た者に対し、その管理する情報を閲覧させることができるものとし、閲覧は情報管理者の立ち会いがなければできないと定めるものであります。

第10条は情報の安全管理の定めであり、社会福祉協議会及び町内会等は安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないと定めるものであります。

4ページをお開き願いたいと存じます。第11条は利用及び提供の制限の定めであり、社会福祉協議会及び町内会等は法令に定めがあるものを除き、支え合い活動の用に供する目的のために情報を利用することと定めるものであります。

第12条は守秘義務の定めであり、社会福祉協議会及び町内会等は支え合い活動により知り得た個人の情報を漏らしてはならないとともに、支え合い活動を行わなくなった後も同様とすると定めるものであります。

第13条はその他の定めであり、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定め

るものであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 砂川市暴力団排除条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります、暴力団の排除に関し、必要な事項を定めることにより、市民の安全で平穏な生活の確保、地域経済の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与するため、本条例を制定しようとするものであります。

このことに関しまして若干ご説明を加えさせていただきたいと存じます。暴力団対策につきましても、警察が関係法令に基づき取り締まりを強化するとともに、自治体等各関係機関やさまざまな地域の団体と連携した暴力追放運動を推進してきましたが、地域全体で暴力団を排除しようとする活動が活発化し、北海道においても平成23年4月1日に北海道暴力団の排除の推進に関する条例が施行されました。しかし、道条例は市町村の発注工事などには暴力団排除が及ばないため、各市町村が条例を制定する必要があります。このようなことから、本市として条例を制定することとし、砂川警察署管内1市3町及び各関係機関、団体と連携して暴力団排除運動をさらに推進するものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市暴力団排除条例についてご説明申し上げます。

第1条は目的の定めであり、砂川市における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保、地域経済の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とするものであります。

第2条は定義の定めであり、第1号は、暴力団を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、通称暴力団対策法に規定する暴力団と定めるものであります。同条第2号は、暴力団員を暴力団対策法に規定する暴力団員と定めるものであります。同条第3号は、暴力団員等を暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と定めるものであります。同条第4号は、暴力団関係事業者を暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する事業者と定めるものであります。同条第5号、市民から第8号、暴力団の排除についての用語の定義は記載のとおりであります。

第3条は基本理念の定めであり、暴力団の排除は暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とし、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力のもとに推進されなければならないと定めるものであります。

第4条は市の役割の定めであり、市は暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するとともに、北海道警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものと定めるものであります。

3 ページをお開き願います。第 5 条は市民等の役割の定めであり、市民及び事業者は暴力団の排除のための活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めることとし、市民等は市または道警その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする定めであります。

第 6 条は公共事業等に係る措置の定めであり、暴力団員等に対して市はその発注する建設工事等について、市が実施する入札への参加を制限する等の措置を講ずるものとする定めであります。

同条第 2 項は、市は公共事業等に係る契約の相手方に対し、暴力団関係者を排除するために必要な措置を講ずるよう義務づける定めであります。

同条第 3 項は、市は公共事業等に係る契約の相手方に対し、暴力団関係者から不当介入を受けたとき等は道警に通報するなど必要な協力を行うよう義務づける定めであります。

同条第 4 項は、市は公共事業等に係る契約の相手方が義務違反したときは、市が実施する入札への参加を制限する等の措置を講ずるものとする定めであります。

第 7 条は、公の施設に係る措置の定めであり、公の施設において暴力団の活動に利用されると認められるときは施設の利用を許可しないこととし、許可をしている場合でも許可の取り消しや利用の停止を求めるものとする定めであります。

第 8 条は、市民等に対する支援の定めであり、市は市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、情報の提供、助言等の支援を行うとともに、道警と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする定めであります。

4 ページをお開き願います。第 9 条は青少年に対する指導等の定めであり、市民等は青少年が暴力団に加入しないよう、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において青少年に対し、指導または助言を行うよう努めるものとし、市はその指導及び助言が適切に行われるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする定めであります。

第 10 条は広報及び啓発の定めであります。

第 11 条は暴力団の威力を利用することの禁止の定めであり、暴力団の威力を利用してはならないとする定めであります。

第 12 条は利益供与の禁止の定めであり、暴力団員等に利益の供与をしてはならないとする定めであります。

第 13 条はその他の定めであり、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであります。

附則として、この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから議案第 5 号 砂川市体育施設条例の一

部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例の改正理由は、日の出運動公園内の体育施設の一元的な管理運営を図るとともに、施設の老朽化に伴い砂川市営テニスコート北光コートを廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、4ページの議案第5号附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。表の左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを付しております。砂川市体育施設条例の第2条は、体育施設の名称及び位置を規定しており、現行砂川市総合体育館から砂川市営陸上競技場まで8施設の名称及び位置を規定しておりますが、改正後は現行の表中から施設の老朽化により平成22年6月から休止中であります砂川市営テニスコート北光コートを廃止するため、同施設の名称及び位置を削り、現行の砂川市営テニスコート日の出コートの名称を砂川市営テニスコートに改めるとともに、これまで土木課で管理していた日の出運動公園内の軟式野球場、サッカー場、多目的広場を教育委員会が管理運営する体育施設とするため、新たに砂川市営軟式野球場、砂川市営日の出サッカー場、日の出公園多目的広場の施設名称とし、当該施設の位置を加えた表に改めるものであります。

第9条は、体育施設の開設期間及び使用時間を規定しており、改正後は現行の表中に新たに砂川市営軟式野球場、砂川市営日の出サッカー場、日の出公園多目的広場を加え、各施設の開設期間と使用時間を規定する改正であり、開設期間及び使用時間につきましては現状のとおりとしております。

別表第5、第14条関係の改正は表中、現行、砂川市営テニスコート日の出コート使用料を名称の変更に伴い、砂川市営テニスコート使用料に改めるものであります。

なお、この条例改正により教育委員会が所管することとなる砂川市営軟式野球場、砂川市営日の出サッカー場、日の出公園多目的広場につきましては従前と同様、申し込み方法や利用条件に変更はなく、今後も無料で利用していただける施設として利用に供するものであります。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第1号 平成24年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ499万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億3,118万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事



業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは臨時事業であります。

初めに、10ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費1,476万4,000円の減額補正は、財政調整基金積立金を減額し、財源調整を行うものであります。

同じく10目市民生活推進費で一つ丸、焼山線バス運行に要する経費447万1,000円の補正は、平成23年10月1日から平成24年9月30日までの1年間の収支不足額から国庫補助金を差し引いた赤字補填対象額1,332万円について、砂川市と歌志内市の路線距離数に応じた収支不足額補償金として砂川市の負担率37.3%、447万1,000円を負担するものであります。同じく二重丸、花月砂川線バス運行に要する経費176万6,000円の補正は、平成23年10月1日から平成24年9月30日までの1年間の収支不足額955万4,000円について、砂川市、滝川市、新十津川町、浦臼町の路線距離数に応じた収支不足額補償金として砂川市の負担率18.48%、176万6,000円を負担するものであります。同じく二重丸、上砂川線バス運行に要する経費46万8,000円の補正は、平成23年10月1日から平成24年9月30日までの1年間の収支不足額から国庫補助金を差し引くなどした補填対象額114万円について、砂川市、上砂川町の路線距離数に応じた収支不足額補償金として砂川市の負担率41%、46万8,000円を負担するものであります。

同じく13目まちづくり推進費で二重丸、地域公共交通の検討に要する経費11万8,000円の補正は、新たな地域公共交通の導入に向け、国の補助事業を活用した調査分析を進めるため、道路運送法施行規則の規定に基づき、地域住民、交通事業者、行政機関などの関係者による協議を行う地域公共交通会議を設置することとしたことから、会議の運営に係る経費を負担するものであります。

次に、12ページ、3款民生費、1項5目老人福祉費で一つ丸、在宅老人対策に要する経費499万8,000円の補正は、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」を推進していく上で高齢者に関する情報管理を正確かつ円滑に行うため、高齢者台帳システムの導入委託を道補助を受けて行うものであります。

次に、14ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費32万9,000円の補正は、北2丁目通りのロードヒーティングについて気象庁の天気予報データを利用して温度管理を行い、電気使用料の節減を図るためのNTT回線使用料及び気象庁データ使用料であります。同じく一つ丸、流雪溝の維持管理に要する経費86万1,000円の補正は、国道12号の車道拡幅工事に伴い、国道西側の歩道下に占有している砂川市が管理する流雪溝の導水管の一部が支障となり、導水管の補強と移設が必要になったことから、設計委託を行うものであります。

次に、16ページ、10款教育費、4項2目公民館費で一つ丸、公民館の管理に要する経費60万8,000円の補正は、公民館において使用している除雪機が使用開始から2

0年以上経過し、故障が発生していることから、更新を行うための購入費であります。

次に、18ページ、12款諸支出金、2項5目後期高齢者医療会計繰出金で一つ丸、後期高齢者医療会計繰出金614万3,000円の補正は、後期高齢者医療会計において後期高齢者医療広域連合へ納付する平成23年度療養給付費分負担金の確定により、概算負担金との差し引き精算額が生じたため、一般会計が負担するものであります。

以上が歳出の補正予算でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明をいたします。15款道支出金499万8,000円の補正は、地域支え合い体制づくり事業に係る補助であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第2号 平成24年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,322万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願いたいと存じます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で614万3,000円の増額補正は、平成23年度の療養給付費分負担金が確定し、その精算に伴う追加納付金によるものであります。

歳入につきましては、5ページ、総括でご説明させていただきます。3款繰入金で614万3,000円の増額補正は、療養給付費分負担金の精算に伴う一般会計からの繰り入れによるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第3号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第3号 砂川市高齢者いきいき支え合い条例の制定について質疑をさせていただきます。

まさにこの条例制定の提案を受けたところでありますが、これは新しく新規に制定を目指すとする条例でもあり、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」を構築していこうということでの思いもあるかというふうに思います。そこで、大きく3点について質疑をしてみたいと思います。

まず、1点目ですけれども、この条例の策定に当たり、市として地域の実情をどのような方法でどのように把握し、さらには各町内会や自治会、そして町内会連合会とはどのようにして協議をされてきたのかについてをお伺いをしたいと思います。

続いて、2点目ですが、まさに先ほどの市長の主要行政報告の中にもありましたように、この条例制定に向けてシンポジウムの開催をされたり、市民説明会も3カ所で行ったり、さらにはパブリックコメントということでも実施をされてきたところでありますけれども、今後この条例が制定された後にはこの取り組みについて、市はどのような形で市民並びに町内会や自治会へ周知をしていこうとされるのかについてをお伺いをいたします。

続いて、大きな3点目でありますけれども、いきいき活動並びに支え合い活動とは具体的にどのような活動であるのか。そして、これらの活動を市が主体的に推進に取り組むとされているが、どのような形で取り組んでいくのかについてお伺いをしたいと思います。

以上、3点について総括質疑とさせていただきます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私からただいまいただきました3点につきまして順次ご答弁を申し上げたいと思います。

初めに、この条例策定に当たり、市として地域の実情をどのような方法でどのように把握し、さらに各町内会や自治会、そして町内会連合会とはどのようにして協議されてきたのかについてであります。まず町内会連合会につきましては8月の役員会において概要説明を行い、その後町内会に対し8月末から9月中旬にかけて「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」づくりの概要説明会を開催し、条例及び見守る・支えるしくみづくりの構築のため、10月9日から11月28日まで全87町内会及び3自治会の会長さん等と直接面談等を行い、現在の高齢者の見守り活動、民生委員との連携体制、情報の利用意向及び高齢者の対応等意見を伺いました。また、民生委員には民生委員協議会及び個別に説明を行った後、9月18日から10月26日まで民生委員53名中病気療養中の1名を除き52名と直接面談し、町内会等と同様の内容について意見を伺ったところであります。特に町内会等との意見聴取の中で、基本4情報等の利用意向につきましては90町内会等のうち、利用したいが74、利用を考えていないが10、検討中、未定が6であり、一部の町内会等では必要としていないことから、条例では町内会等の申し出に基づき情報を提供することとしたものであります。

2点目につきましては、この条例の取り組みについて市はどのような形で市民並びに町

内会や自治会へ周知していこうとされるのかについてであります。周知につきましては、町内会連合会を初め町内会、自治会及び事業者には条例の趣旨及び取り組みについて説明する予定であります。また、市民の皆様へは広報すながわに掲載するなど周知したいと考えております。

続きまして、3点目、いきいき活動並びに支え合い活動とは具体的にどのような活動であるのか、これらの活動を市が主体的に推進に取り組むとされているが、どのような形で取り組んでいくのかについてであります。初めに、高齢者の方がいつまでも元気に活躍していただくいきいき活動につきましては、具体的な活動及び取り組んでいくことが可能と考えている事業についてご説明申し上げます。その1つは、地域において高齢者が自主的に集うサロン活動であります。ふれあいセンターが行う年2回の介護予防教室について、昨年从那のうち1回を地域で開催することとしており、昨年は空知太地区で、ことしは晴見地区で実施し、その後に町内会等のご協力を得ながら地域が自主的に活動等を続けていただいております。ここには、いきいき運動推進員等が活動に協力をさせていただいており、そのほかにも独自に立ち上げていただいた地域でのサロン活動も含めて現在市内では合計7カ所で開催されております。このように地域で独自に活動をいただくため、介護予防教室の地域での開催の継続と地域包括支援センターが町内会や老人クラブに直接働きかけを行い、ご協力を得ながら少しでも多くの地域でサロン活動を広げていきたいと考えており、普及のために市として地域包括支援センター等の人的支援を行っていききたいと考えております。また、生きがいや自己実現を図ることができるよう高齢者の居場所や出番をつくる必要があると考えておりますので、1つには現行のいきいき運動推進員や食生活改善協議会の活動を広げることに加えて、ボランティア活動を促進させるための方策を検討しております。さらに、認知症高齢者を地域で支える体制の強化として今まで同様、NPO団体や関係団体との連携を図るとともに、成年後見制度の推進のため市民後見人養成講座の開催など高齢者が活躍できる場をふやしていきたいと考えております。現在地域に定着しつつある地域包括支援センターの活動強化を図り、地域包括支援センターみずからが地域に出て直接活動を行うサテライト地域包括支援センターを開催し、より地域に身近な存在となるような事業を展開していきたいと考えております。また、地域包括支援センターの名称がわかりづらいとのご指摘もいただいておりますので、市民の皆様から愛称を募集させていただき、関心を持っていただけるような親しみのある名称とさせていただくことも検討しております。

次に、支え合い活動につきましては、必要な高齢者に対して日常的に生活の状況を見守る活動、日常生活を支援する活動及び高齢者を対象として行う福祉活動等が考えられます。具体的には、見守る活動として訪問による安否確認、声かけ、家の状況をさりげなく確認すること及び事業者等の気づき活動が挙げられます。次に、支援活動としては通院の付き添い、ごみ出し、除雪などが挙げられます。最後に、福祉活動としては敬老会や町内会の

福祉部活動などが挙げられます。なお、これらの活動におきましては既に活動していただいている町内会等もあり、各町内会等での活動内容はそれぞれ異なるものと考えております。以上の取り組みを主体的に推進するため、新年度から「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」づくりの専門の職員を配置し、高齢者の情報を一元化するとともに、地域包括支援センター、民生委員、町内会等と連携を図りながら、地域の実情に応じた見守り、支えるしくみづくりを構築していきたいと考えております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、2回目ということで、今ほど3点について答弁をいただいたところであります。

まず、1点目、この条例制定に向けて各町内、さらには町内会連合会との各関係機関との懇談も含めて情報交換をされてきたということでは理解させていただきました。まさにこれを通して今回の条例が中身も含めてでき上がってきたのかなと思っています。先ほどお聞きしていた中で非常に私も驚いたというか、今回の4情報の利用についても74町内は利用はしてみたいけれども、10町内は利用は考えていないといったところで、そういったことから申し出の方法で今回取り組むということになりました。今回の恐らく各町内会、会長さんも含めてヒアリングではないですけれども、懇談を通してやれたことによって出てきた結果だと思いますが、この条例ができ上がった後やっぱり実施していくに当たって、それぞれの地域において今回は利用することは考えていなかったけれども、将来的にはやはり必要なのだといったことになってくるのかなということを期待して、できる限り見守り、支え合いの関係からも利用していただきたいなというふうに思っております。この1番目については、答弁をお聞きした中で理解をさせていただきます。

それで、2点目なのですが、今後各町内に対しての説明をしたり、市民の皆さんには広報すなわちを使って情報提供していきたいということでもあります。今回の条例を通して各町内会においても支え合い、さらには見守り、いきいき活動といったことであるかと思えます。ただ、今回の条例制定は平成25年4月1日からの施行ということになりますけれども、各町内会においては12月を末として1月1日からの活動に携わる町内会もあれば、3月末で締めて4月1日から活動をされる町内会もあるということから、この条例を通してまさに各町内会のほうにはいろいろ説明もしていくのしょうけれども、各町内会においてもこのいきいき運動だとか支え合い、見守りを含めて事業転換しようとしたときに、果たしてこのあたりのどのような対応を市として考えているのかなということをお聞きをいただきたいなというふうに思います。

それと、3点目については、まさにいきいき活動、支え合い活動ということは具体的にどうということなのだろうということでは、私も何となくオブラートで包んだようで、わかってわからないような、わからないようでわかったような、そんな雰囲気でありましたけれども、今現在の各町内会の取り組みだとか市として考えていることを含めて聞かせてい

ただき、ある程度理解はさせていただこうかなと思っております。ただ、こういったことを進めるに当たっては、やはり豊富な人材が必要なのだろうなど。先ほどのいきいき運動、食生活改善についても今年度は久しぶりに第3期いきいき運動推進員養成講座も実施されて、まさにこれは人材の育成、人材養成をされてきた一歩かなと思いますし、さらには第6期の食生活改善推進員養成講座も年明けからかなり時間を使っての養成講座が開催されるということで、このような形である部分では今回の条例を支える人材を育成することにも役立つのかなと思いますが、ただそれぞれが久しぶりに開催されている養成講座なものですから、やはり今後もっと短い短期の中で養成講座を実施してこの条例をうまく活用できるような形、または各町内会、自治会等にも支援できるような形ということが私は必要なのかなというふうに思うのですが、このことについてもお伺いをしたいと思っておりますし、さらには各町内会においても先ほどお話ししたように1月1日から動く町内会もあれば4月1日から動く町内会もあって、それぞれ事業展開をしようとしたときに、市としてこの事業を支えるための支援といったことを今回のこの条例制定を通して新年度として3月には新年度予算が出てくるわけですがけれども、取り組みとして何か考えていることがあるのであれば、この機会に聞かせていただけないかなというふうに思います。

以上、2回目といたします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、今3点ほどお伺いされたと思いますので、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の関係ですけれども、この条例については今ほど言われたとおり来年4月1日の施行ということになりますので、今現在行っております町内会の活動、これが見守り活動が来年3月までにどのような形でどう進んでいくかということにつきましては、今市としてもこの条例が通った後に見守り活動を具体的に詰めていくという作業になりますので、町内会さんからはいろいろとご相談があれば、これはその中でお答えをさせていただくということになるかと思っておりますけれども、ただこの条例の中の情報提供の部分、ここの部分につきましては来年4月1日施行ということもありますので、来年の4月1日以降の早い時期に町内会さん全体の研修、説明会等を行って、この情報提供が必要だという町内会さんにつきましては個別にご説明、周知等を行いたいというふうに思っておりますので、この条例施行に当たって3月までに何ができるのかというのは、先ほど申し上げたとおり市としてもこれから順次検討をしていくということになりますので、来年の3月までにおいては町内会さんと市の動きと順次相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の人材の関係でございますけれども、先ほどお話があったように特にいきいき運動推進員さん、それと食生活改善協議会、こちらのほうは、いきいきさんのほうは既にもう講座が終了しておりますして、現在14名活動しておりますけれども、この講

座では11名が新たに加わって25名となる予定になっております。また、食生活改善協議会の会員さんにつきましては、現在53名で活動しておりますけれども、これは来年の募集ということになりますけれども、予定は30名を募集してということで考えております。こちらのほう、いきいき運動推進員さんにおいては5回の講座、それから食生活改善協議会においては9回の講座ということで、今ほどお話あったようにもうちょっと短期間で多くの方をとということもございましたけれども、まず平成24年度におきましてはこの予定が今ありますので、この中で取り進めをさせていただいて、さらにもし必要となれば、この講座が5回、9回というのがもし長くて短縮できるものであればどうかというものについては、この後に検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、3点目になりますけれども、平成25年4月以降の市としての取り組みということでございますけれども、これは先ほどもご説明を申し上げましたけれども、市の内部のほうにこの見守り、支える仕組みづくりを行う職員を配置をするということにしておりますので、ここで情報を一元管理して、そして各町内会さんの実情に合った見守り、支え合い活動を支援していく、あるいは一緒に考えていくということになるかと思っておりますので、まずはこの人的配置をした中でこれからどのようなことが必要になってくるのかと。先ほどもご答弁申し上げましたけれども、中心になっていただく包括支援センターにおいても今の人員でというのはなかなか厳しい部分がありますけれども、ただ来年4月からの市の内部の増強にあわせて来年4月からというのは包括のほうは少し難しいかと思っておりますので、今申し上げたようにその以後の中身を順次考えながら、包括さんについても近い時期にそういう増強というようなことが出てこようかと思っておりますけれども、今の時点では来年4月以降は人的な対応と体制というようなことで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） このたび提案されました高齢者いきいき支え合い条例の関係で総括質疑を行います。ただいまの沢田議員と若干重複するような点もあるかとも思うのですが、5点ばかり質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目としましては、今回提案された条例の内容というのは私が見る限り、大きく2つに分かれているのだらうというふうに思うのです。そのまず第1点は、いきいき活動や支え合い活動の推進を図るための基本理念を市、市民、それから事業者の役割を定めているものと、それから2点目としては65歳以上の者の4情報あるいは本人が提供することに同意した事項の提供に関するいろいろな取り決めを今回の条例で提案されていると思うのです。ただ、この条例を制定することで、提案理由にも書かれておりましたとおりで「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」がどのように構築されて、条例との関係ですけれども、高齢期を迎えても地域で安心して暮らせる地域社会の実現にどうつながっていくのかという点をお伺いをしたいと思っております。

大きく2点目としましては、砂川市では今回条例の制定とともに、先日市民説明会が行われています。あわせて、これもついこの前市民説明会が行われました協働のまちづくりというのについても、非常に町内会が大事な位置づけをされているというふうにも感じますし、これまで総務文教委員会等で言われてきている今後策定されるであろう災害時の要支援者名簿の作成というのがあるのですけれども、これも全て課はそれぞれ違っているのですけれども、町内会とか、あるいは名簿とか災害弱者とかという意味では非常に共通する部分があるのだけれども、何となくばらばらで動かれているのではないかという感じもするものですから、それぞれの関連というようなものをお伺いをしたいと思うのです。

それから、3点目としましては、先ほども沢田議員の中でありましたけれども、私はもう少し具体的にお伺いしたいのが部長答弁のとおりで全町内会長、1人が2人かいらっしやらなかったのか、あと民生委員さん全員にそれぞれ個別でお話をされたというふうになお伺いをしましたので、現実的にいろいろな形でどんな声が、これは町内会長さんあるいは民生委員さんなののですけれども、そちらに絞っていただいているのですけれども、どのような声があって、その声を結果として今後どういうふうに関係させようかというふうにお考えなのかをお伺いをします。

それから、これも先ほどちょっと触れられていたのですけれども、条例で定められた個人情報ですけれども、これはあくまでも条例としては名簿作成が困難な団体や苦慮している団体のために定められる条例なのかどうかをお伺いをしたいと思います。というのは、かなりの町内会で現実的に名簿とかを作成している町内会が多いものですから、そういう点ではそこら辺との関係がどんなふうになっていくのかなということがありますので、お伺いをしたいと思います。

それから、ちょっと1つだけ細かくなってしまうかなとは思いますが、高齢者本人が提供に同意する事項も今回は情報の提供をするということが条例で書かれているのですが、その内容と本人に提供を依頼するというか、同意する行為をするのは誰が情報収集をするのかという点をお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） ただいま5点ほど質問をいただきましたので、順次ご答弁をさせていただきますと思います。

まず、1点目のこの条例を制定することで「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」がどう構築され、高齢期を迎えても地域で安心して暮らせる地域社会の実現にどうつなげるのかについてでありますけれども、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」を構築する上において、元気な高齢者が元気なまま高齢期を過ごすことができるようないきいき活動を進めていくこと及び市、社会福祉協議会、民生委員、町内会等、地域包括支援センター及びふれあいセンターが有機的に連携するために高齢者の基本情報を共有することによ



て支え合い活動を構築することができるものと考えております。この条例は、先ほどご質問にもありましたけれども、この2本の柱を前進させるためのものであり、条例の目的及び理念を達成することで市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、町内会等、民生委員、関係機関及び事業所による連携が図られ、地域で高齢者を見守り、気づく取り組みが促進されることにより「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」の構築につながり、高齢期を迎えても地域で安心して暮らせる地域社会の実現が図られるものであります。このことから、市、関係機関、市民、事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、市民が生涯を通じて安心して心豊かに生き生き暮らすことのできる地域社会の実現につながるものと考えております。

2点目であります。条例の制定と町内会等との協働のまちづくり、災害時要援護者名簿の作成とどのように関連しているかにつきましてであります。条例では、市、市民及び事業者の役割を明確にしていることから関係する全ての団体、関係機関が連携して地域のいきいき活動及び支え合い活動を推進する仕組みを構築することで協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。また、災害時要援護者名簿との関連性についてであります。災害発生時における社会的弱者を支援する災害時要援護者の名簿作成に向けましては、現在総務課が庁内プロジェクトチームを設け、福祉部門も加わり検討を進めておりますが、その中では災害時要援護者は年齢による基準ではなく、障害程度区分や要介護度などを名簿の基礎資料とすることから、名簿を第三者へ提供するには本人同意が不可欠であり、障害や要援護などで該当される方のうち希望される方に要援護者として申請をいただく、いわゆる手挙げ方式で取り組む方針であり、対象となる方の枠組みが異なることから名簿作成に当たっての直接的な関連はないものであります。

次に、3点目であります。町内会長、民生委員との話の中でどのような声があり、その詳しい内容とその結果、どのように反映させるかにつきましてであります。町内会、民生委員さんにつきましては、先ほどご答弁もさせていただいておりますけれども、それぞれ90町内会長、それから民生児童委員さんも53名中52名の方と直接面談をしております。その中で具体的な内容といたしましては、まず町内会等との意見聴取の中では役員のなり手がいない、会員の高齢化、アパート入居者の未加入など現在の社会状況を反映した意見のほか、民生委員との連携不足、地域包括支援センターの役割とPR不足及び見守りにより町内会の活動がふえてしまうのではないかなどの意見がありました。また、民生委員からの意見としては、町内会との連携不足との意見が多く、条例の中では関係団体、関係機関の連携を図ることとしておりますし、町内会等への基本情報の提供により市、地域包括支援センター、民生委員等との連携が円滑に進むものと考えております。

4点目であります。条例で定められた個人情報の提供は、名簿作成が困難な団体や苦慮している団体のためかにつきましてであります。条例に基づく情報の提供につきましては町内会等への提供により、今までより民生委員や地域包括支援センター等の関係団体及び

関係機関との連携を行いやすくすることが第一の目的であります。名簿の作成が難しい町内会等にも支え合い活動に不可欠な情報になるものと考えております。

5点目であります。高齢者本人が提供に同意する事項の内容と誰が情報収集するのかにつきましてであります。本人同意事項につきましては、現在想定しておりますのは緊急通報装置の設置、配食サービス、緊急連絡先等を想定しておりますが、こちらのほうについてはまだこれから検討の余地はあると思えますけれども、ただ個別の介護認定度ですとか障害者の等級ですとか、この関係につきましてはこの情報の中には入れる予定はしておりません。また、この情報につきましては市が中心的に収集をするということにしております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今いろいろ答弁をいただいたのですが先ほどの答弁、それから今の答弁というふうに聞いていく中で、特に市長はというか、この前の部長の先ほどの答弁でいくと担当職員ということに大分大きな意味合いが含まれている。前に僕が一般質問をしたときに市長は答弁されて、この条例のことと、それから担当職員の関係と、それから町内会に対しての助成ということも考えられているというようなお話も、実はこの辺が3本柱で市長の今後の方向があるのかなというふうに理解をしつつ、今回このいきいき条例が提案されたということになっていくのだろうというふうに思うのですが先ほどの質問の中で1点目と2点目というのはちょっと関連するので、あわせてお伺いしていくのですが先ほど町内会の会長のお話の中でもこれをやることで何か面倒くさくなるのではないのかという話は実際あると思うのです。困った団体、これは町内会を指すのですが先ほど、名簿作成に困難な団体に今回は条例をつくってということがメインなのかと実は私は思ったのです。いろんな町内会長さんともお話しすると、相当情報収集というのは町内会では進んでいるところも多いのです、実は。私のところもそうですけれども、地図もつくっていますから。しかも、これ65歳以上なんていうものではなくて住んでいらっしゃる方全員です。ここまでやって一体いいのかどうかという話まで、この条例というものに関係していくとややこしいことになっていくのではないかなというのがちょっと心配があるのです。それは私ばかりではないのですが先ほど、それはもうちょっと違う質問の中で聞いていくのですが先ほど、まずはいきいきとか、あるいは支え合いというものをこれからしっかりとシステム化をしながらやっていきたいのだというお話がありました。

今回の条例があっという間に調べていく中で、実は平成7年、8年ごろに社会福祉協議会が中心になって各町内会で福祉部をつくらうやと。そこに福祉部長さんを置いてやっていったらどうかということがありました。今現在は助成金も出ているのですよね。この福祉部の活動というのは、社会福祉協議会では1冊の報告書に毎年まとめているのですが先ほど、この内容を見るところのまちは大した町内会がそろっているのです。今うちが87町内会ぐらいあるのですか。この報告書の中には、70町内会が1年間で福祉部を中心に

やった活動というのが報告されていて、中にはこの項目の中に要援護者の状況と書く欄がありまして、独居世帯、高齢者夫婦世帯、寝たきりの方がいる世帯とか心身障害者世帯、これが何世帯というのが数字であるところとないところがありますから、こういうものが今現にあるのです。ちょっと私がここでこれを見ながら若干驚いたのが、この活動報告書からいくと、先ほど言いました寝たきりの方がいる世帯という形できちっと報告されている町内会があるのですけれども、何と17町内会の中に56世帯の寝たきりの世帯があるのだという報告までされているのです。ほぼ87町内のうち70町内会がこういう福祉部をつくりつつ、日常の活動をしながら1年間の報告書をまとめているという今現状があるのです。残りの町内会の方々は、それができていないものなのか、できているのだけれども、福祉部を設けるほど大きくないのか、いろんなことがあるのかなというふうには思うのですけれども、何を言いたいかという、今こうやって活動している中でかなりの部分は各町内会やっていらっしゃるのではないかというふうに思うのです。そこにもう一回いきいき活動だとか支え合い活動だとかということが何か新しいもののように加わってくるような、そんな感じがするのですけれども、私はどうもそうでは今はないのではないかと。今各町内会や各関係機関が何を求めているのかなということをやっぱりしっかりこの条例を制定する上で把握をしていかないと、これ今まで平成7年からですから、かなりの年数たつ社協がやってきた福祉部ということが、今までの活動経過あるいは実績というものがどういうふうに今後生かされていって、この条例を伴ってそうした理念を持って始まっていく今度のいきいき、支え合いというこの活動にどうやってリンクしていくのかということがなかなかわかりづらいのです。だから、何をこれ以上やれというのというふうな方々も私が話している限りいます。そここのところをやっぱりはっきりしていかなければいけないのではないかなというふうに思うのです。そこはまず1点、ぜひ質疑をしたいと思っているのですけれども。

もう一点、いろんなことを町内会に言われても先ほどどなたか町内会の会長さんがおっしゃられたように、本当に今まで役員やっていた人も高齢化してきてなり手がいないというのは実際です。それと、若い人たちは仕事に忙しいから、役員になったりとか町内活動になかなか参加できない現実もあるのです。今までかなり町内会を支えてきた人たちは、今現在70代から80代ぐらい、この方々の世代というのは非常に真面目な世代でして、みんなのためなら何かやってやろうという気持ちは心の底に持っていらっしゃる方々なのです。ところが、今後私たち65、団塊の世代というのはなかなか難しい世代でして、みんなのためにというのがその70代、80代の方から比べるとちょっと希薄かなというところがありまして、今度その人たちが70代、80代の今まで中心に役員をやってこられた方々にかわってうまくつながっていかないとまずいのですが、どうもここが自分の体験からして難しい状況があるというところがあるのではないかと思います。

それで、町内会に今後何を求めるのだというところをもっともっとはっきり示してあげ

たほうが私はいいような気がするのです。その1つとして、先ほども災害時の支援者名簿の作成あるいは協働のまちづくりということと、いろいろ3つぐらいが今同時に進められているのだけれども、でもどうも町内会がすごくこれからは大事だよということでは同じような気がするのです。でも、町内会というのは何も法的に何を認められたわけでもないし、ただボランティアの人たちがたまたまそこに住んだというだけの話で組織をつくってやっているだけのことから、民生委員さんとは全然質の違う団体でもあるし、社協とも全く違う。本当に俺、町内会もうやめる、もう町内会長来年やめるわといったら、町内会の中では1年ごとに町内会長さんがかわっていくような仕組みをつくっていらっしゃる町内会もあるし、そのところが何をどこまで支え切れるのか。高齢者や、あるいはこの制度に向かって支え切れるのかということは本当に難しいなというふうに思うのです。

それで、ついこの前、登別のほうで大停電がありましたよね。その中の新聞を読んでいて、こういうふうに市のほうが発信してくれたら町内会は楽になるなというふうに思った事例が1つあるのですけれども、登別、室蘭では雪の影響で停電をしまして、高齢者のほうにどう見守ったりするかということがあったというふうに報道されていましたよね。その中でなるほどなと思ったのは、登別市は災害時の要援護者名簿を作成しているのだそうです。砂川市も今後作成しようとしているということなのでしょうけれども、ただ個人情報保護の問題からこの名簿の情報を町内会とは共有をしていないのだそうです。でも、次なのですよ。名簿は市が持っているわけです。でも、市としては身近な町内会にあの高齢者、気になる高齢者どうなっているか、障害者世帯でもいいのですけれども、見てもらいたいわけですよ、停電の中でどうしているのかということ。そこで、市は町内会に見守りを依頼するのです。こことこことこことこの家に行ってくださいという指示をするのです。だったら、多分砂川市内のほとんどの町内会長さんあるいは役員さんたちは、市からそういうお願い、依頼が来たら必ず動くと思うのです。そこは、協定も何もしなくたって多分市と、それから町内会がいい環境にあれば、それは今多分そういういい環境にあると思っているのですけれども、やれるのではないかなというふうに思うわけです。何かいろいろ難しく難しくこうしなければ、こうしなければというよりは、やはり市がどこまでそういう情報をしっかり管理をして、その後町内会がやれる範囲のことをやっぱりしっかり示していただいて、ここまでは行政ちゃんとやるけれども、この後ちょっと申しわけない、手足になってもらってやってもらえないかというようなことが今一番求められているような私は気がするのです。これ理念みたいのところから長い質問になってしまっているのですけれども、この辺の考え方という、基本的な僕は考え方だと思うものですから、ぜひ市長でも部長でももちろん構いませんが、その辺のお考えをお聞かせいただくとこの条例の意味というのがすっきりもしかしたらわかってくるかなというふうに思うものですからお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど町内会長さん、民生委員さんとのお話をということがあった中……こ

れはいいかな。市のホームページを読んでいくと、民生委員さんのお集まりの中で市長がいろいろお話をしている中で大事な要素が僕は見えてとれたのですけれども、民生委員さんにしてみると町内会って情報を提供していいのかわからないという声がかかれていたのです。まさにそうだろうなというふうに思うわけです。民生委員さんの持っている情報というのは、かなりの大きな情報があって、しかも守秘義務をちゃんと課せられている方です。情報交換は本当に必要なのだけれども、だけれどもこの話を町内会に話して本当にいいだろうかということは民生委員さんの中でしっかりあるのだろうと思うわけです。この壁って本当に乗り越えられるものなのか、乗り越えるべきものなのかということも先ほどのそれぞれの役割というのは、もしかすると守秘義務を負う、大きい小さいのことで役割というのが何となく分担されていかなるを得ないのではないかなという私は気もしていますので、本当に言葉として理念としては非常にいいのです、お互いに協力し合っとうということ。だけれども、本当に現実としてそういうふうなことができるのかどうかということなのです。例えば民生委員さんの情報と町内会が共有していけるのかどうかという問題です。これもお伺いしたいというふうに思うのですけれども。

それから、あえてなぜ名簿作成が困難な団体や苦勞している団体のためなのかというふうにお伺いしたかといいますと、この4情報プラス本人が提供するこれを社協からもらうためには相当なことをしなければなりません。今まで名簿を持っているところをもう一回そこにやるためには情報管理者という人を置いて、しかも名簿は社協に今度届け出た者に対して情報を閲覧させることができるという、こういう仕組みになっているわけです。これ条例つくれば当然そういうふうな形になると思うのです。でも、うちの町内会あるいは近隣も全部聞いてみたら同じなのですけれども、先ほどから言っているとおり名簿もあります。地図もつくっていて、これ総会資料で配ったり、あるいは各戸に配ったりもしてしまっているのです。僕は、今そうやってやっていて別に町内の会員さんから何を言われているわけではないのです。こんなもの何だ、どうするのだということも言われてもいないのです。自然にそういうものができ上がっているのです。ただ、この条例に絡んでいってしまうと、では情報管理者というのは誰なのだと。会長かと。今まで役員さんともいろいろ情報交換して、正直申し上げて65歳以上の方々の家は全部把握していますし、これは役員さんもあわせてです。どういう状況かというのもある程度把握できているという町内会も多いと思うのですけれども、ではもう一回改めてこれとともに町内会の中で規約を改正したりだとか、情報管理者というものをきちっと置いたりとかということをお伺いをしたいなというふうに思います。

2回目は以上です。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の 2 回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから大きなくくりでご答弁を申し上げたいというふうに思います。もし漏れていれば、ご指摘をいただければと。

私は、市長に出たときから何とかこの高齢化社会を見据えて新たな行政システムをつくれまいだろうかというのが選挙のときの公約でもございました。その背景にあるのは、この繁栄の中でだんだん失われてきた地域コミュニティをもう一度支えていけないだろうか、もう一回昔どおりにはならないだろうけれども、復活できないだろうか。その 1 つには、高齢化社会がすごく進展していると。それともう一つは、今高齢者で体の弱っている人が非常にふえてきている。すぐに施設介護にと行っていいのだろうか。特に最近新聞をにぎわしているのは、施設介護で日本一となったまちの現状、介護保険料も日本一になって住民が負担できないと。何とか地域を再生しながら、一義的には地域で高齢者をできるだけ見守り、支えていこうと。もしそれでもだめな場合は、グループホームをつくりながらそこで支えていこうと。施設介護は、一番最後にやはりセーフティーネットとして必要になってくるだろうというのが私の大きなまちづくりの一方の基本でございます。それで、そういう高齢化の流れの中で社会福祉協議会は福祉部をつくりながら何とかしようと。これは、社会福祉協議会の独自の財源の中から福祉部の助成を行ってきたと。ただ、これは社会福祉協議会が悪いというわけではなくて町内会の事情もあり、例えば一戸建てが多い町内会は人の出入りも少ないと、ある程度みんなが高齢化になっていくと、そこでは名簿も完備されていると。ただし、出入りの多い町内会、団地も含めて非常に苦労されていると、またなかなかそうでない状況にあっても住んでいる住民の同意が得られなくて苦慮されている町内会というのも私は把握しているつもりでございます。

昨年、まちづくり協働課で各町内会長にアンケートをするようにという指示を出しました。そのときには郵送でなくて、直接行って話を町内会長から聞いてこいと。それは、アンケート以外でもいろんな問題を恐らく町内会長は言うであろうと。その中でアンケートがまとまってきて、やっぱりその中には私が想定したとおり、いろんなできている町内会、できないところ、しなくてもふだんから接していて改めてそんなシステムをつくらなくても我々はふだんからできていると、農村部は特にそういう状況にあったわけでございます。ですから、それをトータルでやるにはもう一度このシステムをつくらなければならないと。1 つは、小黒議員が言われたとおり、元気な人はいつまでも元気でいれるような施策も必要であろうと、もう一つはそれを地域で何とか支えよう。ただ、アンケート調査、恐ら

く私は想定しておりましたけれども、これは総務部長のときの経験でそうできない、なり手がない町内会という現状も聞いてございます。しからば、その町内会に負担をかけないでやる方法は何か。もう答えは1つしかありませんでした。市の担当を置いて、そこを中心に回るのだと。これは北九州市方式です。町内会長が悩んだときに、それを町内で抱えるのではなくて、それは市のほうの担当に言ってほしいと。その中で、地域包括支援センターとそれをフォローしていくと。ただし、やれる町内会はどんどん進んでやっているところもございます。65歳どころか、要援護者まで把握しているというところも現実にはございました。要するに地域の力量の差というのは、アンケートから十分に読み取れるわけで、それをやっていくにはやはり市に担当者がいてそこを中心に回さないと、任意団体だけではやっぱり限界があるというのは十分承知していますから、私の考えの基本には地域包括支援センターと、これは将来的には増員する予定でいます。やはりそこが中心に回らないとなかなか回らないと。ただし、情報の核になるところについては市の担当が、恐らく担当は大変なことになるだろうというふうには私は想定していますが、これも住民サービスの高齢化の一環であると。だから、その担当が全部を網羅しながらやっていかないとならないと。今は高齢だけを対象にしています。そこに要援護者、いろんな問題も入ってきますし、違う問題も恐らく将来的には起きてくるでしょうと。それは、包括とそこがやっぱり回していかなければならないと。だけれども、とりあえずは高齢者のシステムをつくと、これが急務であり、また一方では元気な人をいかにいつまでもいろんなところに顔を出してもらって元気でいてもらうかと。そういう雰囲気ができるような町内会に持っていくためには、やっぱり市長が率先してそれを声に出してしゃべる、また地域に出ていく。やっぱり担当が行くのも、十分細かい話は担当のほうがいいでしょうと。だけれども、発信するのはやっぱり市長だろうということで、私はボランティア団体からいろんな団体を全部昨年ヒアリングというか、ヒアリングまでいかないですね。いろんな話し合い、率直な話し合いをしながら、どこに問題があるかというのを自分で探ってきたつもりでございます。ですから、町内会に今以上に負担をかけるという気持ちはございませんし、北九州市では担当者を置いていますが、民生委員を含めて前よりは楽になったと。要するに1人で抱えて悩まない、そこには必ず行政が入っているというアンケート結果も出てきております。ただ、きつくなったという方も何割か、少数ですけども、います。恐らくこれは想定ですけども、やっている人とやっていない人というのか、その差が恐らくあったのだろうというふうには分析しているのですけれども、大部分の人はそこに核になる市が介在してくれるおかげで楽になったと言われております。それで、町内会にこれ以上負担をかけるのは私は難しいだろうと。もっとやりやすくするためには、やはり市の職員が中心にならないと回っていかないというのが私の基本でございます。

それと、小黒議員が心配していた協働のまちづくりの指針と災害時の要援護者、それから高齢の支え合う条例、確かにややこしいというか、どうしてこの3つが一緒に並んでく

るのだろうと。たまたまタイミングが私が市長になってから総合計画も発信、まちづくりの協働というのが根本テーマになったと。まちづくりの指針というのは、私はもともとまちづくり基本条例を想定していたと。ただし、まちづくりの基本条例というのは市民の役割を明確にうたうと。ところが、具体的にそういう事例というのは細かくありますけれども、それを示さないままに市民の役割、企業の役割というのは乱暴ではないのかというのが、私はそういう思いがございまして、総務部長のときも何回か小黒議員にもつukらないのかと言われたときに明確にお答えしたのは、先に実践をやって、その例を示してから市民に言わないと、市民は役割だけ漠然と言われても混乱するだろうというのがございまして。それで、高齢者の条例のほうを先行させて、具体例の中で皆さんに理解してもらおうと。たまたま総合計画と私が市長になった、高齢者を支える、たまたまぶつかってしまって多少、私も説明会に行きましたけれども、その混乱はあるだろうと。でも、これはやっぱり今やらないと、どうしてもタイミングをずらすことはできないと。多少いずいですが、並行してやらざるを得ないと。

それから、災害要支援者の問題です。先ほど小黒議員、停電のときに言われている事項がございましたけれども、厚労省の通知の中ではもし緊急、生命、財産の危険のある場合については市長の判断において情報を開示できるという通知が来てございまして、まさに室蘭、登別の例はそれに該当したのだろうなというふうに理解をしています。ただ、私は今そのままその情報を手挙げ方式でしないで流してしまうと団体なり町内会長なりいろんな方に迷惑をかけると。基本は、やっぱり手挙げ方式でいかざるを得ないけれども、できることなら高齢者も含めて地域全体がそれは個人情報ではなくて地域が支え合うどうしても必要な情報になるのだと、そんな機運が芽生えてくることを、私はこの条例を契機に地域にそういう状況が生まれることを一方では期待しているものでございまして、急がず、東京の例では町内会と民生委員が一緒に回っているという例もございまして。ただ、今それを砂川ですぐできるのかといたら、やっぱり難しいだろうなというふうに感じておりますので、そういう機運が起こるようにみんなで町内会長、いろんな団体の人と一緒にあってそういう機運をつくっていければというのが私の大きな意味での思いでございまして、そのつもりでこれに取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから2点ほど細かい部分お答えをさせていただきますと思いますが、まず1つは民生委員との情報共有の中で町内会、その壁は乗り越えられるのだろうかというようなご質問だったかと思っております。これは、先ほど町内会長さんあるいは民生委員さんのアンケート結果、実際に行ってきた意見を先ほど申し上げましたけれども、民生委員さんの中には連携をとれていないという方もおりますけれども、実際にこの意見を聴取する前のお話では十分に連携がとれているという民生委員さんも多



くおりました、こちらのほうは意見としては今回伺ったときには上がってきてはおりませんでしたけれども、連携がとれている町内会さんと民生委員さんもいるということですので、ここの部分は乗り越えられる町内会さんと乗り越えられない町内会さんもあるかと思えますけれども、ただ乗り越えられない町内会さんにおいては、これは先ほど市長が申しましたけれども、市なり包括なりが直接その地域に入っていったって何ができるのかと、こういうことの構築を町内会さんと十分協議をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、もう一点は、条例を使う場合に今まで全て名簿ができていたのに、この条例を使うとこの条例どおりの手続が必要かどうかというご質問だったと思えますけれども、この場合は基本4情報と同意事項をお渡しするという事になれば条例上の手続は必要になってまいります。ただ、町内会さんによっては全て名簿ができています。もちろん町内会さんの中で町内会活動に使う上において同意を得て名簿ができていたということになると思えますから、その場合はその町内会さんはもしかすると基本4情報等は必要はないというようなことが出てくるかもしれませんし、条例の本意としては必要な町内会さんに情報をお渡しするという事になってございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長がおっしゃられた基本的な考え方というのは、全く私も賛同するし、市長がこれまでなられてからいろんな方々とお話をされていることも承知しているのです。もう今その段階をやっぱり超えていかなければならない。つまりもう現実的にどうしていくのかということをやっつけていかなければならないということの段階なのだろうというふうには思うのです。基本的に言えば、一番情報を持っているところはどこかといえば、やっぱり行政が一番情報を持っていると思うのです。その仕組みがいまいちこのネットワークの仕組みというのですか、市民説明会の中でもこういうふうに地域で高齢者を見守る仕組みという形でイメージ図というのは示されているのですけれども、どうもごちゃごちゃなのです。一体どういう位置づけでどうしていこうとしている、何を求めているのだろうと。例えば見守りという言葉にしたって、これがこの市内のみんなの共有の言葉になっているかどうかという、なかなか見守りといういろんなイメージわいてくるのだけれども、中には放っておいてという人だってもちろんいるわけで、そんな何回も来なくてもいいという人だっただけはいるわけですね。やっぱりそういうこと一つ一つということがどういふことなのだろうということを、少しずつでもいいからやっぱり役割分担みたいなものをわかりやすくしていくことなのだろうというふうに思うわけです。

条例と直接関係ないということになってしまうかもしれないけれども、市長はその一つとしてはやっぱり担当の課を庁内に置くということがおっしゃられていたのですけれども、そこまた一応民間の事業者である地域包括支援センターというものの位置づけ、あるいはこれまで社協がやってきている福祉部ということ、そこでもお金が出ているというこ

のことなのですから、やっぱりそれぞれに1回ちゃんと総括をして、そのまんま同時に続けていけるものなのか、あるいは1度整理をしてきちっとした仕組みをもう一度再構築しようとするのか、この辺のところはやっぱりどこかでやらなければならないのだと思うのです。現実的にさっきも紹介したとおり、社協での福祉部というのはある程度の年数を経てそれなりの動き方というのはしてきたわけですから、もう一個また違う仕組みができ上がってくるのか、あわせていくにはどうしたらいいのかということだって今はちょっと皆目想像がつかないわけです。でも、これ以上部長というか福祉部以外に誰かをもう一回町内で立てるなんていうのは相当厳しいなという町内も多いとは思っています。

ちょっと1つだけ紹介したいのが、これはちょうど国会の質疑応答の中で出てきたことなのですから、大阪府に豊中市というところがあって、そこでライフセーフティネットという仕組みが紹介されていたのです。今これ本当はうちも模式図が何かをこうやって、ここにあるのだけれども、示せば皆さんにわかってもらいやすいのだけれども、ここではライフセーフティネット、これはまず行政と関係機関がちゃんとタッグを組んでいる組織が1つあるのです。そして、そこに今度はもう少し地域包括支援センターとか民生委員さんとか、もう一つ、ある程度守秘義務をきちり守っていける組織がもう一個あって、市民とか町内会はどこに何を相談すればいいのかといったら、そこは福祉何でも相談窓口というのが市にあって、もう一人、ここが特色的だというのが要するにコミュニティソーシャルワーカーということがあるのです。ソーシャルワーカーというのは、病院やいろんなところによくいるのですけれども、要するにとにかくいろんな情報を知っている知識を持っている、こういう人のことを言うのですけれども、こういう人がコミュニティ、つまり地域社会というこういう違う新しい分野の中でも出てくる、出てきている、その人をコミュニティソーシャルワーカーとして位置づけて、そのセーフティネットの中の重要な位置として存在しているのです。つまりここに聞けば何でもわかるという人です。

さっき市長がおっしゃっていた職員を置くのだと、職員は大変なことになるだろうというふうなお話だったので、これは本当に大変専門的な知識も、介護も保険も町内会も全部ある程度わかっていなかったら、つなぎ役ができないと思うのです。多分市長は頭の中に思い浮かべているので、そういう職員がいるのだろうと、現実的に。来年ですよ、いるのだろうというふうに思っているのですけれども、これってなかなか難しいのだろうと思うのは、例えば介護福祉課というものがあって、ここである程度ベテランになってくると3年、4年で違うところに行ってしまうのです。そうなってくると、結局そこでいろいろ相談していたものが違う人になってしまう。そうすると、今度また一からやり直しということになりかねないのです。この高齢者の関係だとか、あるいは要援護の関係というのは、やっぱり人対人という要素が物すごく大きいと思うので、そういう点でいくとその人がいかに信頼をされているいろいろなことが相談ができるかというところが、ここがもう勝負なのではないかなというふうに思うものですから、そこは私の余計な心配という

ふうに思っていますけれども、やはりそんな意識もしながらぜひそういう組織づくりをしていただければなというふうには思うのです。

そこで、今のお話で何かあればお伺いをしたいと思いますけれども、この条例に関して余り細かく言うと委員会がありますので、まずいなとは思いつつ、先ほど部長がお答えになった要するに必要とされている町内会だけが社協とのやりとりをやればよいというふうに部長はおっしゃったと思うのです。それだったら、今やっているところはあえて社協とのやりとりをしなくてもいいということにもなるのではないかと思うのですが、ただ全体を見たときにこの社協とのやりとりをしたところには情報管理者という人をちゃんと置いて、そして名簿をきっちりと管理をする。そして、今度この管理をした人、同じ町内会の中でもちゃんと社協に届けた人しかこの名簿は閲覧できないというしっかりしたルールがつくられるわけです。ところが、今までうちはもう名簿あるし、もっと細かい名簿あるし、地図もあるし、うちの町内は今はその4情報は要らないわとなっていたときには、その情報管理者って必要ないわけです。今までの慣例のとおりで、役員さんたちとも見たり町内会に地図を配ってしまったりするということになると思うのです。これで市内の町内で情報管理者をちゃんと置いて閲覧できる人もきっちりと決めてということと、今まで慣例でやっているからこれでいいのだという町内会とが同時に存在してしまうということが全く問題ないというふうに解釈していいのかということをお伺いするところなのですけれども、仮に誰かから勝手にあなた名簿つくったよねと。でも、ほかの町内会はちゃんと情報管理者という人を置いてしっかりやっているのに、うちの町内はそんなことしないで、今までやってきたからそれでいいというふうに、それで済むのかいと言われたり、もっと最悪の場合に、もしも個人情報を勝手に地図で回されてしまったということをお伺い、今まで何ということではなかったのですよ、それは。でも、こういうことをいろいろ皆さんが勉強する中で、うちの町内はほかと違っておかしいのではないのとなるかもしれない。そのときに変なことになって訴えるとなったときに、本当に今の慣例や何かでやってきたこの物事が、個人情報保護法の中で何ら町内会や町内会長に不利な点が今のまんまでないのかどうかという心配はあると思うのです。それも大丈夫、今までの慣例でやっていけば、慣例も同じことになるわけだからというふうに考えられるのか。せめて全町内で例えばこの4情報を利用しないまでも例えば規約って町内会で持っていると思うのですけれども、規約の中でしっかりもう一回こういう名簿の作成をするとか、どういう範囲までを名簿でつくるだとか、あるいは誰に見せるだとかということを決める必要があるのかないのか、そんなこといいぞと、とにかくこの条例でこの情報を見たいというところだけはちゃんとしてくれということなのかどうか、そこを最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、2点ほどご質問があったと思いますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、基本的な部分ではございますけれども、砂川市で設置しております地域包括支援センター、これは砂川市の委託を受けて行っておりますので、実際には民間事業者ということにはなりませんけれども、砂川市とイコールという考え方で間違いないので、地域包括支援センターと砂川市はイコールの考えで進むということでございます。このことからいきますと、今現在この地域包括支援センターというのは先ほど言われたようなソーシャルワーカー的な働きもさせていただいておりますし、今現在は24時間相談にも乗っておりますので、ですから実際に砂川市イコールでこういう形で全てのご相談には応じているというのが今の現状ではございます。ただ、実際に砂川市の行政の中に職員が配置されたときには、少なくとも包括が持っている知識等については十分吸収をした中でプラス町内会さんとの連携も十分図っていくというような役目も担うこととなりますので、やはりこの辺の部分はかなり勉強をしてというようなことにはなろうかと思っておりますが、ただ現実的に今包括がこういう形で活動しておりますので、そこを中心に十分連携を図りながら行っていけるものというふうに考えております。

続きまして、2点目ですけれども、これは条例に関することとなりますので、条例上その情報が必要ないですという町内会さんと、それからこれは必要なので、きちんと情報管理者を持って、この辺の違いが、差異が生じて問題ないのかということでございますけれども、条例上は問題ないかとは思いますが、ただ市内一律的に見守り、支える仕組みをつくる上において何か不都合が町内会さんに生じるとすれば、それは条例上その情報を要らないと言われた町内会さんももしできれば個別にご相談をいただいて、ですから今事例で出されておりました例えば町内会の中で今まで慣例で行っていたものが、それが実際に出ていって個人情報のお話を知り得た人が訴えるというような場合はどうかということでしたけれども、これは実際には町内会活動に使っていただくために同意をしたというような形であれば、それを町内会活動に使ったということであれば、これは訴えられても全く問題はないと思っております。町内会活動以外にもし使う場合は、その方に承諾を得なければならぬというようなことはあるかとは思いますが、ですからこの辺も条例外のことではありますけれども、もし不明あるいは確認したいようなことがあれば今後担当のほうに十分協議をいただきながら、いずれにしても市内で一定程度的見守り、支える仕組みというものを構築したいというふうに考えておりますから、その中で何か疑問等が生じればその都度対応はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第4号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の総括質疑を終わります。  
続いて、議案第5号の総括質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第5号の総括質疑を終わります。  
続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。  
以上で各議案に対する総括質疑を終わります。  
お諮りします。

ただいま議題となっております5議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

#### 休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

#### 散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
本日はこれで散会します。

散会 午後 1時30分